

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により入社後1ヶ月以内に退職した場合、受領した手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。